

ユニバーサルサービス制度における交付金・ 負担金の算定等に関するワーキンググループ (第2回) 事業者ヒアリング ご説明資料

2025年10月20日



はじめに



- ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG(第1回)にて事務局より提示された以下の検討事項に関して、当社の意見をご説明させていただきます。

(検討事項)

- ① 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法について
(交付金算定の適用モデル、適用モデルに用いる回線種別、FRT設置ロジックの扱い)
 - ② 災害時用公衆電話の補填開始の可否、補填額の算定方法について
-
- また、今後も固定電話の赤字が拡大していく見込みであることを踏まえ、WG(第1回)にて提示された検討事項以外の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法に関する当社の意見についても、あわせて意見を述べさせていただきます。

1. 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法

2. 災害時用公衆電話の補填開始の可否、補填額の算定方法

2-1. 第一種公衆電話撤去の取組状況について

2-2. 災害時用公衆電話の取組状況について

2-3. 災害時用公衆電話の補填 および 接続料の扱いについて

3. 検討事項以外の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法に関する当社意見

3-1. 加入電話のサービス移行について

3-2. 今後の交付金算定方法の見直しについて

3-3. 最終保障提供責務の導入に向けた対応について

1. 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法(1/2)

(検討事項)

令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定方法について、当面は、上記の3点を踏襲するべきではないか。

- ① 第9次IP-LRICモデルを100%として算定
- ② 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、適用する回線種別をメタル回線として算定
- ③ 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、FRT設置台数はモデル外で補正して算定

- 当社としては、以下の観点からLRICモデルを用いること自体の見直しについて議論すべきと考えます。
 - ✓ メタルを用いた加入電話のサービス終了を控える中(2025年9月29日当社より「今後の固定電話サービスについて」公表)
最新の設備による最も効率的な提供を前提とするLRIC方式が成り立たないことは明らかであること
 - ✓ 代替サービスである光・モバイルは競争環境下で整備された設備であり、非効率性は排除されていること
- ただし、直ちに現行方式の見直しが困難であれば、見直しが行われるまでの間、以下の理由から、**第9次IP-LRICモデルを100%として算定を継続することもやむを得ないと考えます**
 - ✓ 2025年1月にIP網への接続ルート切替完了していること
 - ✓ 音声接続料においても、第9次IP-LRICモデルを100%として算定される整理となっていること

1. 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法(2/2)

(検討事項)

令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金に係る補填額の算定方法について、当面は、上記の3点を踏襲するべきではないか。

- ① 第9次IP-LRICモデルを100%として算定
 - ② 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、適用する回線種別をメタル回線として算定
 - ③ 第9次IP-LRICモデルの適用に際し、FRT設置台数はモデル外で補正して算定
- IP網移行後においても、引き続きアクセス回線はメタル回線が設置されている状況に変わりなく、音声接続料の算定との整合(当該期間はメタル回線を採用)も鑑みれば、**実際に設置されている回線種別(メタル回線)とすることが適当**と考えます
 - 最終保障提供責務の導入に伴う制度見直しの検討を見据えると、モデル見直しの検討における過度な負担を抑制する観点から、現行の電話のユニバーサルサービス交付金制度におけるFRT設置台数の**モデル外補正は、継続することもやむを得ない**と考えます

2-1. 第一種公衆電話撤去の取組状況について

- 令和3年7月答申において、災害時用公衆電話はユニバーサルサービス交付金の対象と整理された一方、負担金の増加が見込まれるため、第一種公衆電話を代替するものとする位置づけに照らせば、公衆電話サービス全体を維持する費用はできる限り抑制を図る必要があることから、**赤字額抑制による国民負担軽減の観点から第一種公衆電話の設置基準について見直すことが適当と整理されました。**
- 設置基準が緩和されたことを踏まえ、NTT東西として、2031年度末に第一種公衆電話の設置台数を3万台とする撤去計画を定め、計画的に撤去を推進することで国民負担の軽減に取り組んでいるところです。
- 第一種公衆電話の撤去にあたっては、公衆電話機を設置する施設の管理者等への折衝によるご要望への対応(関係者への説明等) および 撤去工事稼働の確実な確保により、**計画を上回る台数の撤去を実現**しており、第一種公衆電話の**維持費の削減を着実に実施**しています。

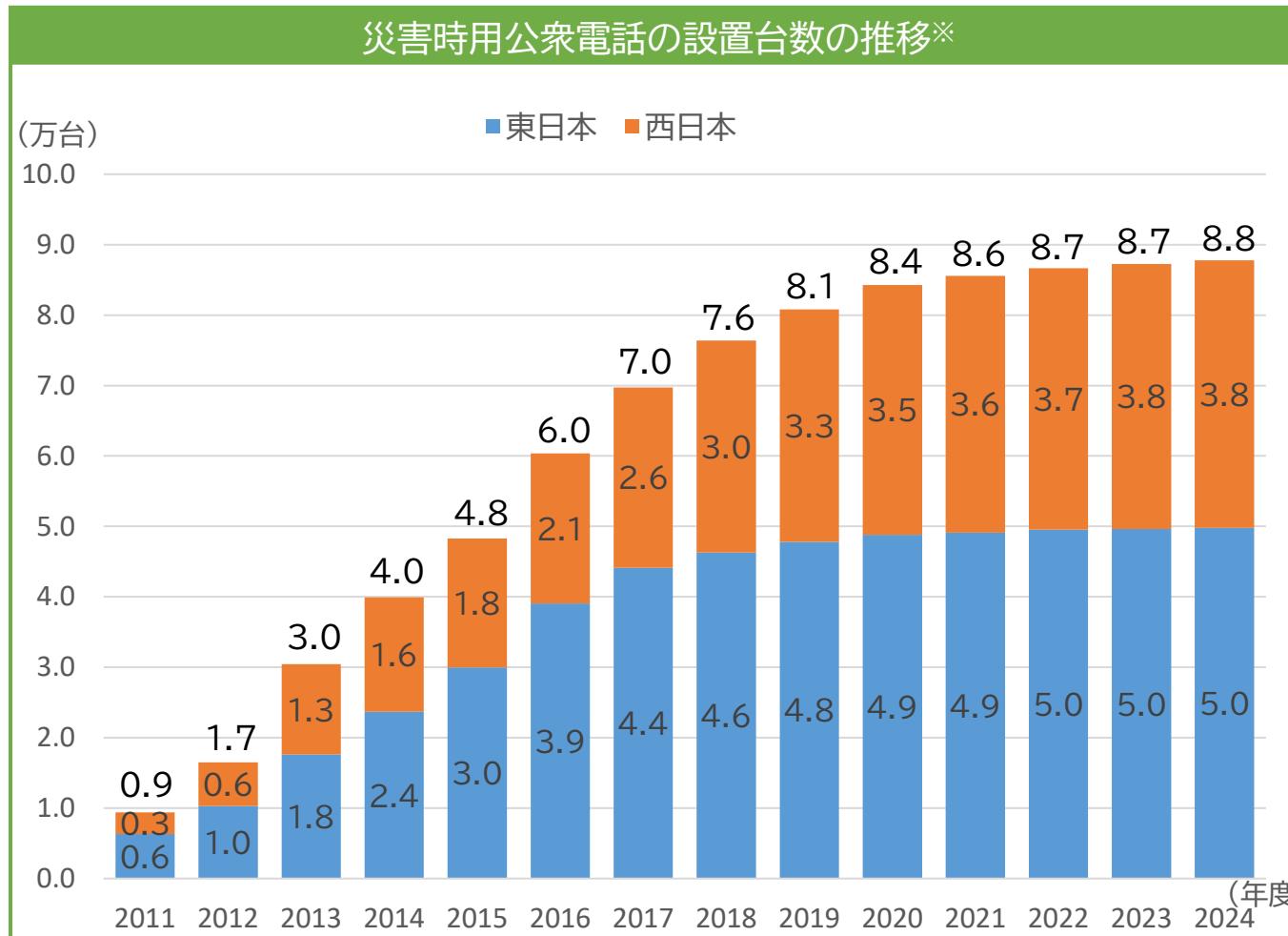
<第一種公衆電話に係る撤去実績 (NTT東西合計)>

(単位:台)

	2022年度	2023年度	2024年度
① 計 画	8,000台	9,000台 (累計: 17,000台)	9,000台 (累計: 26,000台)
② 実 績	12,971台	9,715台 (累計: 22,686台)	11,376台 (累計: 34,062台)
進捗 ②-①	+4,971台 【進捗率: 162%】	+715台 (累計:+5,686台) 【進捗率: 133%】	+2,376台 (累計:+8,062台) 【進捗率: 131%】

2-2. 災害時用公衆電話の取組状況について

- 災害時用公衆電話(事前設置型)については、2024年度末時点で、全国に8.8万台※を設置しています。
- 設置に向けた未導入の自治体への周知活動に加え、設置後も年1回の回線試験 および 自治体の防災訓練等における災害時用公衆電話の活用支援を実施するなど、有事への備えに努めているところです。 ※コンビニ設置除く



災害発生エリアにおける避難所の開設数
および 災害時用公衆電話の設置台数

年度	災害 発生件数	避難所の 開設数	設置台数
2023年度	6	1,793	2,377
2024年度	10	1,540	2,844

自治体と連携した総合防災訓練等による活用支援

構成員限り

(参考) 災害発生エリアにおける避難所の開設数 および 災害時用公衆電話の設置数

【2023年度】

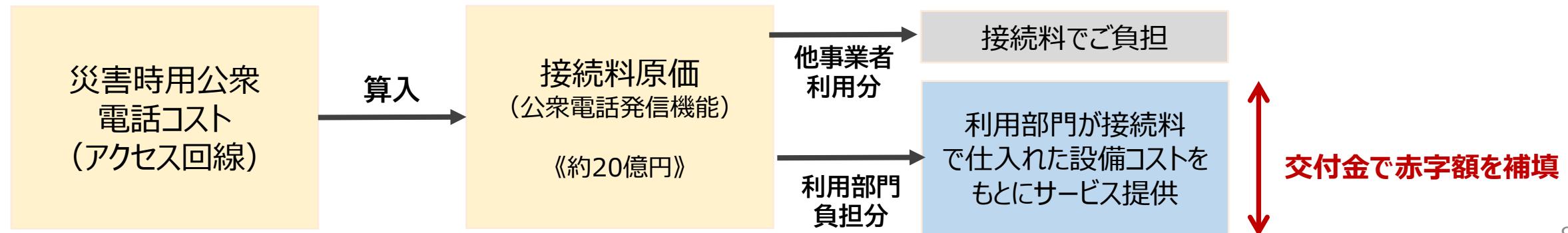
No	災害名	設置期間	避難所の開設数	設置台数	構成員限り
1					
2					
3					
4					
5					
6					
合計			1,793箇所	2,377台	

【2024年度】

No	災害名	設置期間	避難所の開設数	設置台数	構成員限り
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計			1,540箇所	2,844台	

2-3. 災害時用公衆電話の補填 および 接続料の扱いについて

- 災害時用公衆電話は、令和3年7月答申において、災害時を中心に、第一種公衆電話が果たしている「社会生活上の安全の確保」という社会的役割を代替するものとしてユニバーサルサービスに位置づけられたこと、また、第一種公衆電話は収入費用方式により実際の赤字額が全額が補填されてきたことを踏まえれば、災害時用公衆電話の提供に係るコストについては、**実際に要した費用全額が補填されるべき(過年度分を含む)**と考えます。
- また、補填の開始時期については、**第一種公衆電話の補填額は2026年度認可以降も2022年度認可額を下回る傾向は継続する見込みであることから、2026年度認可より災害時用公衆電話の補填を開始することが適当**だと考えます。
- なお、ユニバーサルサービスは適格電気通信事業者の役務提供(設備管理部門より通信量に応じて接続料として負担している設備コストをもとに設備利用部門がサービスを提供)に係る赤字額を補填する仕組みであるため、災害時用公衆電話の提供に係るコストがユニバーサルサービス交付金に算入された場合でも、他事業者から2重でコストを回収する等の影響が生じることはありません。



(参考) 第一種公衆電話の補填額の実績および見込み

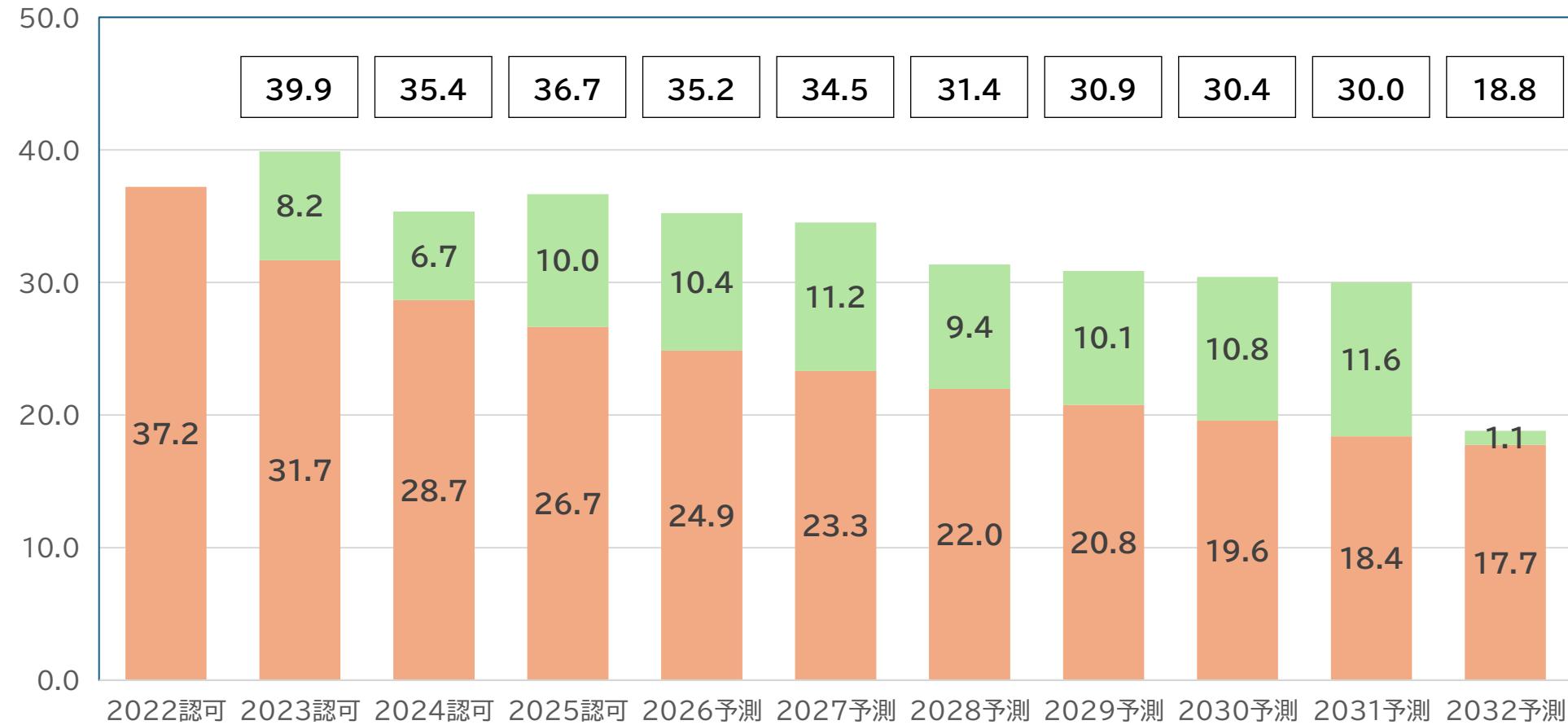
(単位:億円)

(凡例)

●● : 維持+撤去に係る補填額

■ : 撤去に係る補填額

■ : 維持に係る補填額



(単位:台)

撤去台数	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
NTT東西	-	12,971	9,715	11,376	9,000	9,000	7,000	7,000	7,000	7,000	604

WG(第1回)での検討事項以外に対する、電話のユニバーサル
サービス交付金の算定方法に関する当社意見

3-1. 加入電話のサービス移行について (1/3)

2025.9.29

当社発表資料

「今後の固定電話サービスについて」抜粋

- 光ブロードバンド・モバイルサービスの普及・拡大を背景に、メタル設備を利用した加入電話については、利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えます。
- このような変化の中、メタル設備を利用した加入電話について、**光・モバイルを用いたサービスへの移行**を段階的に実施することで、**引き続きお客様が安心して固定電話をお使いいただける環境を維持**したいと考えています。また、**お客様のご要望に応じて、光ブロードバンドサービスも積極的にご提供することで、ブロードバンドの普及拡大を推進**してまいります。
- サービス移行にあたり、**加入電話(メタル)を現在ご利用のお客様が代替サービスや光ブロードバンドサービスをご利用される際は、工事費等の初期費用は無償※**とするとともに、十分な周知期間を設け、丁寧なご案内に努めることで、極力、**お客様にご負担、ご不便をおかけしない**よう進めてまいります。

3-1. 加入電話のサービス移行について (2/3)

2025.9.29

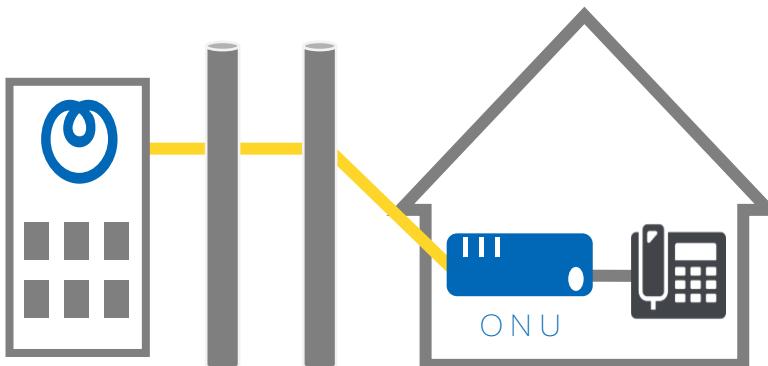
当社発表資料

「今後の固定電話サービスについて」抜粋

- 加入電話(メタル)の代替サービスとして、光回線電話/ワイヤレス固定電話/ひかり電話を提供※1、2、3

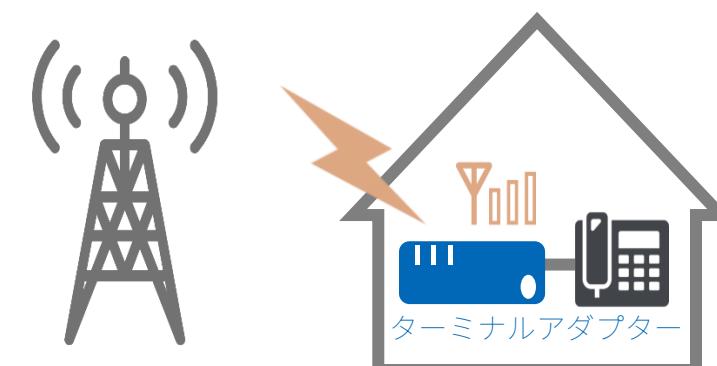
お客様の利用環境やご要望に応じて、代替サービス※4、5、6をご案内

光回線電話



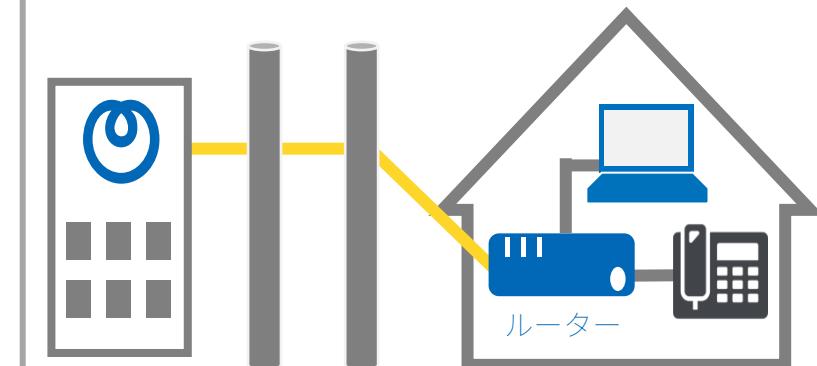
光ファイバーによる固定電話サービス

ワイヤレス固定電話



モバイル網を活用した固定電話サービス

ひかり電話※7



光ファイバーによるBB+固定電話サービス

※1 光回線電話は、10月1日より全国の光提供エリアで提供開始予定

※2 ワイヤレス固定電話については、制度・準備が整い次第、全国で提供開始予定

※3 モバイル網固定電話についても、今後の制度検討状況等を踏まえ、代替サービスとしての提供を検討

※4 サービス提供エリアであっても、サービスがご利用いただけない場合があります

※5 停電時には、無停電電源装置(UPS)等をご準備いただくことでご利用可能です

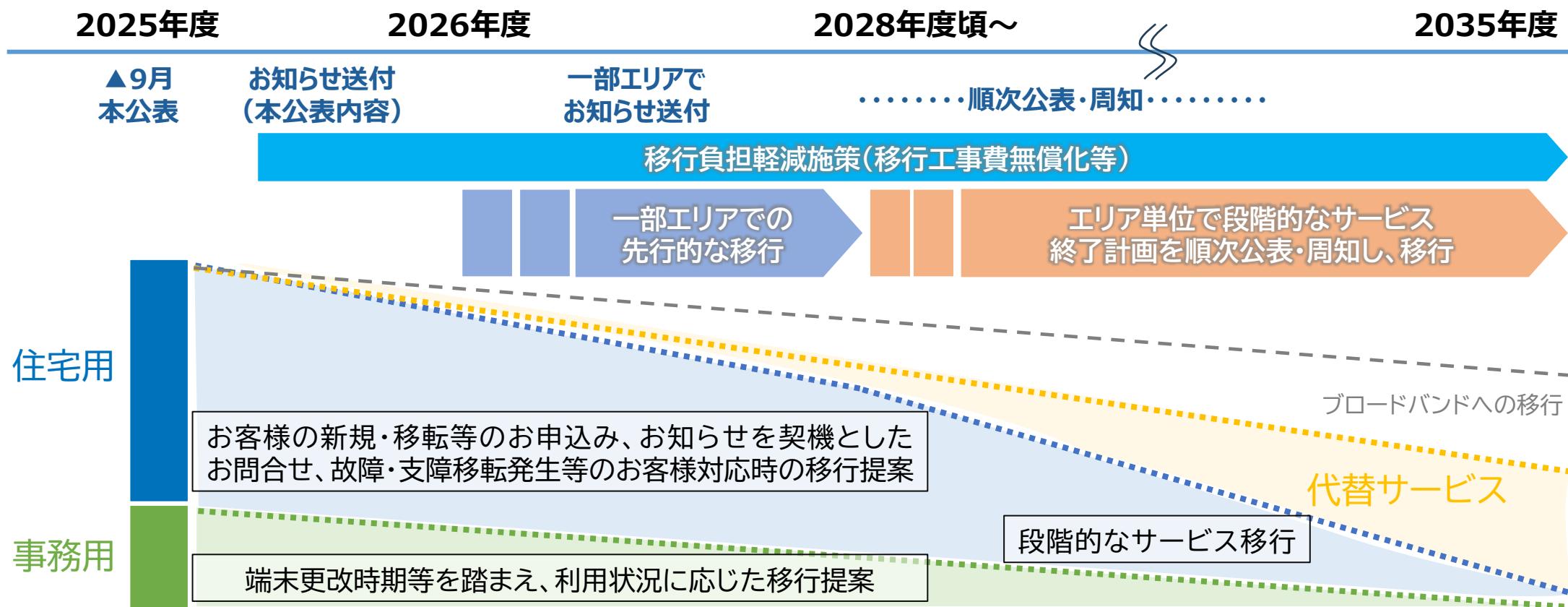
※6 一部接続できない番号があります(詳細は、当社HPをご確認ください)

※7 フレッツ光/光コラボレーションモデルをご利用中またはご利用希望の方

3-1. 加入電話のサービス移行について（3/3）

2025.9.29
当社発表資料
「今後の固定電話サービスについて」抜粋

- 代替サービスへの移行は、まずは、お客様の新規・移転等のお申込み、お知らせを契機としたお問合せ、故障・支障移転発生等のお客様接点をとらえて、**代替サービスへの移行提案を実施**
- 法人のお客様には、**端末更改タイミング等を踏まえ、利用状況に応じた移行提案を実施**
- 一部エリアでの先行的な移行におけるお客様対応状況等を踏まえ、**エリア単位で段階的なサービス終了計画を順次公表・周知し、移行提案を実施**



3-2. 今後の交付金算定方法の見直しについて(1/2)

- サービス移行はしていくものの、移行期間において**固定電話の赤字は引き続き拡大**すると見込まれることを踏まえ、その間における老朽化したメタル設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、固定電話の安定的な提供を維持する観点から、現行の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を見直し**安定的な電話サービスが提供可能となるよう、赤字に対する補填の拡充をお願いしたい**と考えます。
- 具体的には、移行期間の固定電話に係るユニバーサルサービス交付金の算定方法について、代替サービス(光回線電話・ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話)についても補填対象に追加した上で、**現行のLRICモデルを用いた原価算定、及び当該原価に基づくベンチマーク方式による補填額算定を廃止し、実際に生じている赤字を直接補填する制度に見直しをいただきたい**と考えます。

3-2. 今後の交付金算定方法の見直しについて(2/2)

- 直ちに現行方式(LRICモデルを用いた補填額算定)の見直しが困難だとしても、少なくとも、加入電話の補填額を「収容局毎の平均回線単価とベンチマーク水準(全国平均費用 + 標準偏差の2倍)の差額」とする算定方法は、以下の観点から、「**収容局毎の平均回線単価と全国平均費用の差額**」に戻すこと等が必要だと考えます。
 - ✓ 現行方式が整理された当初は、ベンチマーク水準を用いた場合、均一料金を設定する事業者は全国平均費用とベンチマーク水準の差額を回収できないため、「**収容局毎の平均回線単価と全国平均費用の差額**」を補填することが適当と整理されたこと（「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」答申(2005年10月)）
 - ✓ 上記の補填額算定の考え方は全国均一料金維持のために最低限担保されるべきであったところ、2009年度に当時の番号単価7円以下に利用者負担を抑制する観点から、**当分の間の措置**として、「全国平均費用 + 標準偏差の2倍」のベンチマーク水準を用いて交付金を算定することとされたこと
 - ✓ 一方で、利用者負担については、2026年適用予定の番号単価は2円であり、**2009年当時の水準(番号単価7円)を大きく下回っている状況。**
- なお、上記見直しの有無にかかわらず、移行期間においては、代替サービスへの移行に伴う**補填額減少を抑制するための措置を講じることは不可欠**だと考えます。（例えば、光IP電話への移行回線を加入電話回線と見直して算定する現行の光IP補正の考え方を踏襲し、**代替サービスへの移行回線を加入電話回線と見なして算定すること** 等）

3-3. 最終保障提供責務の導入に向けた対応について

- 今後のサービス移行により加入電話の提供を終了するエリアにおいて、以下のような状況が生じた場合、最終保障提供責務の履行に伴い、新たな設備の構築が必要となる状況が想定されるため、**責務の履行に伴って生じた赤字(光ファイバの整備費用等)は全額補填いただきたい**と考えます。

光・モバイルを用いた代替サービスが利用できないエリアかつ他の事業者が電話のユニバーサルサービスを提供していないエリアにおいて

 - 既存の加入電話利用者から電話の提供継続の要望があった場合
 - 電話の新規提供要望があった場合
- なお、**国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点**から、最終保障提供責務の履行に伴う光・モバイルサービスの提供に多大なコストを要するエリアについては、**NTN(衛星 等)の新技術の導入等**についても技術の進展等にあわせて検討を行うことが必要だと考えます。

(参考)令和7年台風22号・23号における復旧対応について



- 10月9日～13日に八丈島・青ヶ島を通過した台風22号・23号により、両島において光ケーブル断が発生した結果、NTT東日本(以下、当社)やモバイル事業者のサービスにおいて通信断が発生。
- 現地の通信復旧に必要な人員・物資(衛星回線設備等)を早急に送り込むため、当社が窓口となりモバイル事業者と連携の上、総務省殿・防衛省殿の協力をいただきながら速やかに航空機・ヘリによる輸送を実現し、早期の応急復旧を実施。
- 災害時の早急な通信手段確保に向けては、各通信事業者が連携・協力して迅速かつ効率的に復旧作業にあたっていきと共に加え、今回のような政府の協力・支援も非常に重要と考えます。各事業者の災害対応の迅速化やコスト軽減等に向け、政府としての支援の枠組みについても今後整理・拡充していただきたい。

<台風22・23号の被災状況(八丈島)>



<自衛隊機による輸送>



<島内での復旧作業の様子(八丈島)>

